

第3期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画業務
仕様書

令和6年4月

1 業務名

第3期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により、奥出雲町（以下「町」という。）が令和7年度から令和11年度までを事業対象とする第3期奥出雲町子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期事業計画」という。）を策定にするに当たり、ニーズ調査の結果から本町の現状や課題を把握、分析し、計画骨子案及び計画案の策定、奥出雲町子ども・子育て会議の運営支援等を実施し、計画書を作成することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 目標の設定

令和5年度に行ったニーズ調査の内容から推計した各事業の需要量の見込みに、町の資料から把握するサービス提供状況や需要量の見込み、町の施策意向、奥出雲町子ども・子育て会議の検討結果の経過などを加味し、第3期事業計画における各種事業の目標量を設定する。

(2) 第3期事業計画骨子案の策定

令和5年度のニーズ調査の結果、内容、目標量などを反映した計画骨子案（第3期事業計画の方向性・概要を示すもの）を取りまとめる。

(3) 第3期事業計画案の策定支援

(1) 及び (2) 並びに奥出雲町子ども・子育て会議の結果を反映し、第3期事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果に基づき計画案を修正する。

(4) パブリックコメントの実施支援

第3期事業計画案に関して町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(5) 計画書及び概要版の作成

確定した第3期事業計画書及び概要版を作成する。

(6) 奥出雲町子ども・子育て会議の支援

奥出雲町子ども・子育て会議に当たり、資料作成（原データ）作成、必要な助言、会議運営支援を行う。会議には、担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、協議結果をその後の作業に反映させる。

(7) 法令等情報提供

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画となるため、関係法令の改正等の情報及びそれに伴う例規（条例、規則、規程、要綱等）の情報を適宜提供する。

また、子ども・子育て支援制度に関する国・県の動向や制度の全国の地方公共団体の施策・事業等に関する事例を適宜提供する。

5 打ち合わせ

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、町と密接な連絡を取り、本業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度記録し、町に確認をしなければならない。

また、本業務の着手及び作業の区切りにおいて、町と受託者は、打ち合わせを行うものとし、受託者は、その結果について記録し、町に確認しなければならない。

なお、その打合せには、担当者が出席すること。

6 成果品

成果品は内容、部数は以下のとおりとし、その他発注者が必要とする書類を提出する。

(1) 報告書	2部
(2) 計画書（A4判縦左綴じ製本、カラー刷り）	300部
(3) 計画書概要版（A4判縦左綴じ製本、カラー刷り）	1,000部
(4) 会議等議事録及び作成資料	1式
(5) 上記の電子データ	1式

7 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び、その関連法令等を遵守し、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (2) 受託者は、本事業終了後に実施する第3期事業計画策定のため、本業務の成果品の内容に関し、町から説明を求められた場合は協力すること。
- (3) 業務を進行する上で必要な書類等については、本町から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (4) 本業務の実施により得られた成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて町に帰属するものとする。
- (5) 業務履行の過程において、町または受託者が必要と認める場合には、適宜協議を行うこと。
- (6) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ町と協議し、決定するものとする。